

梅光学院大学学内奨学金一覧 【2022年度入学生対象】

	種別	採用人数	申請資格	求める人材など	G P A
毎年度の申請を要する	グローバルスカラシップ	学費の1/3	申請資格を満たす者全員 ◆受験時－英検2級以上、GTEC for STUDENTS（オフィシャルスコア）（Advanced 3技能810点満点）675点以上、TOEIC®550点以上、TOEFL iBT®57点以上のいずれかの基準を満たす者 ◆1年生（2年次）－TOEIC730点以上、TOEIC550点以上+TOPIK4級以上、TOEIC550点以上+HSK4級以上のいずれかの基準を満たす者 ◆2年生（3年次）－TOEIC860点以上、TOEIC600点以上+TOPIK5級以上、TOEIC600点以上+HSK5級以上のいずれかの基準を満たす者 ◆3年生（4年次）－TOEIC940点以上、TOEIC650点以上+TOPIK6級以上、TOEIC650点以上+HSK6級以上のいずれかの基準を満たす者	学業成績及び品行が特に優れ、海外留学などのグローバル人材育成のためのプログラムに積極的に参加する者	2.5以上
	エアラインスカラシップ	学費の1/2	5名程度 ◆受験時－大学入試センター試験の指定科目を受験した者で、かつ英検2級以上、GTEC for STUDENTS（オフィシャルスコア）（Advanced 3技能810点満点）675点以上、TOEIC®550点以上、TOEFL iBT®57点以上のいずれかの基準を満たす者 ◆1年生（2年次）－TOEIC730点以上、TOEIC550点以上+TOPIK4級以上、TOEIC550点以上+HSK4級以上のいずれかの基準を満たす者 ◆2年生（3年次）－TOEIC860点以上、TOEIC600点以上+TOPIK5級以上、TOEIC600点以上+HSK5級以上のいずれかの基準を満たす者 ◆3年生（4年次）－TOEIC940点以上、TOEIC650点以上+TOPIK6級以上、TOEIC650点以上+HSK6級以上のいずれかの基準を満たす者	学業成績及び品行が特に優れ、海外留学などのグローバル人材育成のためのプログラムに積極的に参加し、航空業界を志望し、本学が指定するエアライン関連プログラムに参加する者	3.2以上
	子ども未来スカラシップ	学費の1/3	申請資格を満たす者全員 ◆受験時－本学が指定する英語検定試験の基準を満たし、全教科の学習成績の状況が平均値3.5以上であり、本人と生計維持者の所得等が基準を下回っている者 ◆1年生(2年次以降)－TOEIC550以上かつGPA3.2以上であり所得基準を下回っており志望理由書を基に選考	経済的に困窮しているが、学業成績および修学姿勢が特に優れ、本学での海外留学などのプログラムに積極的に参加し、将来小学校教員、幼稚園教員及び保育士をめざす者	3.2以上
	私費外国人留学生奨学金	学費の1/2	申請資格を満たす者全員 ◆本学に在籍する私費外国人留学生<2年次以上対象> ◆1年生（2年次）－日本語能力検定試験2級以上 ◆2年生（3年次）－日本語能力検定試験2級以上 ◆3年生（4年次）－日本語能力検定試験1級以上	学業人物優秀であって、経済的事由により修学困難な者	3.2以上
283,000円		申請資格を満たす者全員 ◆本学に在籍する私費外国人留学生 ◆受験時－本学に入学する私費外国人留学生全員 ◆1年生（2年次）－日本語能力検定試験2級以上 ◆2年生（3年次）－日本語能力検定試験2級以上 ◆3年生（4年次）－日本語能力検定試験1級以上	学業人物優秀であって、経済的事由により修学困難な者	2.5以上	
1 回 限 り	特定遠隔地奨学金	学費の1/4 (給付は初年次のみ)	申請資格を満たす者全員 本学が規定する特定遠隔地（沖縄県 および島しょ部）に所在する高等学校出身者		—
	緊急貸与奨学金	50万円を限度の一時金	(1) 主たる家計支持者が、死亡、失職、会社の倒産、病気、事故災害などにより、学費等の給付が困難になった者 (2) 火災、風水害、震災などにより、家屋や資産に大きな被害を受けた者 (3) 家計急変のため緊急に奨学金の貸与の必要が生じた者	経済的な急変事由により修学が困難になった者	—
(継続希望の場合)	被災者就学支援奨学金	学費全学免除 (新入生は入学金免除を含む)	梅光学院大学又は大学院に在学する正規の学生であって、学費負担者が災害救助法、天災融資法等の適用を受ける地震・火災・風水害等の被害により、学費負担者の罹災による死亡、負傷、居住する家屋の全壊又は避難による失職等により家計が急変となった者 *免除の期間は、被災した直近の学費支払を対象とする		—
		学費半額免除 (新入生は入学金免除を含む)	梅光学院大学又は大学院に在学する正規の学生であって、学費負担者が災害救助法、天災融資法等の適用を受ける地震・火災・風水害等の被害により、学費負担者の居住する家屋の半壊又は罹災により、家計が急変となった者 *免除の期間は被災した直近の学費支払を対象とする		—